

南宋包恢の陸九淵評価：「旌表陸氏門記」精読 Bao Hui's Evaluation of Lu Jiuyuan: The Reading of *Jingbiao Lushi Menji*

中嶋 諒
NAKAJIMA Ryo

日本語要旨

本稿は、南宋後期に活躍した、いわゆる「朱陸折衷」論者の一人である包恢に着目し、その陸九淵評価について考察したものである。具体的には、『永樂大典』巻3528に収める包恢の佚文「旌表陸氏門記」を精読することを試みた。その際、『宋会要輯稿』や呂祖謙『東萊集』等の史資料との比較検討を行ったが、そこで明らかになったのは、これらと「旌表陸氏門記」との齟齬であり、このことから、包恢の（意図的な？）誇張や隠蔽が露わになった。しかしその一方で、この「旌表陸氏門記」には、羅大経『鶴林玉露』丙集・巻5所収の「陸氏義門」と繋がりを持つ箇所があることから、これら二つの記事を関連づけて読むことで、当時の陸家の生活の様相が、より明白に浮かび上がってくるのではないかと指摘した。

1. はじめに

中国南宋前期に生きた朱熹（朱子、1130～1200）は、その論敵として知られる陸九淵（象山、1139～1192）と直接に、あるいは長大な書簡をもって激しい論争を繰り広げた。けれども南宋後期、彼らの再伝の弟子たちが活躍した時代においては、かえって朱陸双方の思想を接近させていこうとする、いわゆる「朱陸折衷」と称される思想潮流が現れた。本稿で取り上げる包恢（宏斎、1182～1268）も、「朱陸折衷」を体現した思想家であった。筆者はかつて、この包恢の「朱陸折衷」論について簡介し、また包恢の文集『敝帚稿略』所収の「象山先生年譜序」（他2編）を通じて、その「朱陸折衷」論のうち、とりわけ「陸（九淵）」の側面について分析したことがある。

さて包恢の著述は、いま『四庫全書』等に収める『敝帚稿略』8巻にまとめられているが、そこに採られていない佚文もいくつか存在する。例えば、陸九淵の「年譜」（『陸九淵集』巻36所収）末尾には、包恢が陸九淵（とその兄九韶、九齡）について著した文章2篇（「旌表陸氏門記」、「三陸先生祠堂記」）が掲載されているが、これらはいずれも『敝帚稿略』には収められていない。このうち「三陸先生祠堂記」については、すでに筆者は検討したことがあるため、本稿では残された「旌表陸氏門記」を取り上げて、包恢の陸九淵評価について、さらなる考察を試みたい。

この「旌表陸氏門記」は、陸家の累世同居（幾世代にわたり親族が同じ家に暮らすこと）を表彰した文章である。また「旌表門閭記」とも題されるが、この「旌表」、「門閭」に

については、すでに史学分野での研究の蓄積があり、古くは小竹文夫氏が「門閭は里門の意味であって孝義高節の人が出た場合その里門になんらかの表彰の施設を加え、その里を賞揚すると共に人をして景仰の念を起さしめるようにするのが門閭旌表なのである」と述べている。⁽⁶⁾ 具体的には、里門に表彰の文字を記した扁額（横額）が掲げられたり、里門の正面を扁額の形にし、その中央に文字が刻されたりしたという。

陸家は江西金谿に居を構えたが、この金谿陸氏の祖は、五代の末にまで遡る。そのとき江西金谿の地に逃れてきた陸德遷が祖（1世）で、その子の有若が2世、その子の演が3世、その子の戩が4世、その子の賀が5世、その子の九思、九敝（1123～1187）、九阜（1125～1191）、九韶、九齡（1132～1180）、九淵（1139～1192）らが6世となる。また九思の子の煥之（1140～1203）、九敝の子の麟之、九韶の子の熈之、九淵の子の持之（1171～1225）と循之（1174～？）らが7世、さらに九思の孫にあたる濬、冲、泓らが8世となる。本文（本稿49頁）に「今陸氏、德遷自り以来、今に迄るを以て乃ち十世」とあることから、「旌表陸氏門記」の成立した淳祐8年（1248）までに、陸濬（嘉定4年／1211の進士）らの世代に孫（10世）がいたことになろう。淳祐2年（1242）、理宗皇帝（在・1224～1264）はこの陸家の累世同居を表彰し、同6年（1246）には門閭旌表の聖旨を下している。それを受けて、当時、知撫州の任にあった趙時煥（1201～1257）なる人物によって、里門に「道義里」、「旌表名儒之家」の2句が刻されたとい⁽⁷⁾う。

なお陸九淵「年譜」に載せる「旌表陸氏門記（旌表門閭記）」は、「略曰」云々とあるように、ごく一部分の抜粹にとどまる。その全文は、いま『永楽大典』巻3528（中華書局影印本／29葉表～31葉表）に引かれており、また『全宋文』第319冊（上海辞書出版社、2006年5月／375～378頁）は、それを翻刻したうえで評点を附している。本稿は『永楽大典』所収の「旌表陸氏門記」を底本とし、併せて「年譜」（『陸九淵集』、中華書局、1980年1月／528頁）の抜粹箇所との校異を示すこととした。

〔注〕

- (1) 拙稿「南宋包恢の「朱陸折衷」論」（『新しい漢字漢文教育』65、2017年11月）。
- (2) 拙稿「南宋包恢の陸九淵評価 「象山先生年譜序」（他二篇）精読」（『実践女子大学 CLEIP ジャーナル』4、2018年3月）。
- (3) 『敝帚稿略』の諸本については、注（2）所掲の拙稿を参照。
- (4) 拙稿「南宋包恢の陸九淵評価 「三陸先生祠堂記」精読」（上）（『実践女子大学人間社会学部紀要』14、2018年3月）、同（下）（『実践女子大学人間社会学部紀要』15、2019年3月）。
- (5) 底本（『永楽大典』巻3528）には「旌表陸氏門記」とあるが、『陸九淵集』巻36「年譜」淳祐8年（1248／528頁）では「旌表門閭記」と題される。
- (6) 「中国の門閭旌表について」（『史潮』45、1952年6月／1頁）。
- (7) 『陸九淵集』巻36、「年譜」淳祐2年、および淳祐6年（528頁）を参照。

2. 「旌表陸氏門記」精読

【凡例】

- ・底本には『永楽大典』巻3528（中華書局影印本／29葉表～31葉表）を用い、『陸九淵集』（中華書局、1980年1月／528頁）巻36「年譜」の抜粋箇所との校異を示した。
- ・解釈には、『永楽大典』に附された句点のほか、『全宋文』第319冊（上海辞書出版社、2006年5月／375～378頁）の評点を参照した。
- ・訳注は、原文・校異（『陸九淵集』との対応箇所のみ）・注釈・通釈の順で並ぶ。なお注釈の引用文中や通釈で（ ）を附したのは、訳者の補注である。
- ・原文・校異は基本的に本字を用いたが、注釈・通釈では新字を使用した。
- ・注釈において、『象山先生文集』（『象山先生全集』巻1～32にあたる）、『象山先生語録』（上が『全集』巻34に、下が『全集』巻35にあたる）、『象山先生年譜』（『全集』巻36にあたる）を引用する場合には、それぞれ「文集」、「語録」、「年譜」の略称を用いた。また引用に際しては、前掲『陸九淵集』を使用し、その頁数を併記した。

陸氏義門 包宏齋弊帚藁略 旌表陸氏門記⁽¹⁾

天地本一家、人已本一體、況其所自出者、猶水同源而木同根者乎。自古在昔、篤叙親睦、周于九族⁽²⁾、五宗之法、其不遷者固將百世、而其遷者亦流轉無窮⁽³⁾。尊尊親親、老老幼幼、未始一日離析。綱常秩然、不壞不滅、而風俗醇厚、禮義興隆。世之所以極盛大治者、由此其選也⁽⁴⁾。自彝倫斁、宗法廢、天理無所維持、人心失所管攝、極而至於拔本塞源、滅恩絕義、以父子而異居者有矣、以兄弟而爭訟者有矣。旁視群從、則又若塗人不相識、而反相攻者有矣。斧斤日縱、骨肉日離。此天下之所乖亂而不可收拾也、其所關係、豈徒曰一家之理亂而已。然則歷千餘載而下、而乃有如陸氏之門者、豈非世之寥寥乎絕無僅有、而卓卓乎光前絕後者乎⁽⁵⁾。此我皇上所以特出睿旨、以行旌表之盛典也。

〔注釈〕

- (1) 旌表陸氏門記…淳祐8年（1248）、包恢67歳の作。「年譜」（528頁）には、「旌表門閭記」と題されている。
- (2) 周于九族、五宗之法…「九族」は諸説あるが、一般に高祖、曾祖、祖父、父、自分、子、孫、曾孫、玄孫の9代の直系親族を指す。「五宗」は高祖、曾祖、祖父、父、自分の5代の直系親族を指す。
- (3) 尊尊親親、老老幼幼…例えば『礼記』喪礼小記に「親親尊尊長長、男女之有別、人道之大者也」とあり、その孔穎達の疏に「親親謂父母也、尊尊謂祖及曾祖高祖、長長謂兄及旁親也。不言卑幼、拳尊長則卑幼可知也」（『十三經注疏整理本 礼記正義』、北京大学出版社、2000年12月／14・1126頁）とある。
- (4) 由此其選也…古代の聖王らが礼儀を用いて、すぐれた統治を行っていたことをいう。『礼記』礼運に「礼義以為紀、以正君臣、以篤父子、以睦兄弟、以和夫婦、以設制度、

以立田里、以賢勇知、以功為己。……禹湯文武成王周公、由此其選也（此れを由ひて其れ選れたるなり）」とある。

(5) 拔本塞源…この語は一般に、弊害の要因を根本から取り除くことの意で用いられる。ただしその出典である『春秋左氏伝』昭公9年・伝に「我在伯父、猶衣服之有冠冕、木水之有本原、民人之有謀主也。伯父若裂冠毀冕、拔本塞原、專棄謀主、雖戎狄、其何有余一人」とあるように、元来は、分かちがたい血縁関係を断絶することの意で用いられている。

(6) 此我皇上所以特出睿旨…「年譜」淳祐2年（1242／527頁）に拠れば、この年、理宗皇帝（在・1224～1264）は陸家の累世同居を表彰し、また同6年（1246／527頁）に門閭旌表の聖旨を下している。それを受けて、当時、知撫州の任にあった趙時煥（1201～1257）なる人物によって、里門に「道義里」、「旌表名儒之家」の文字が刻された。

〔通釈〕

陸氏義門 包恢（宏齋）『敝帚稿略』 旌表陸氏門記

天地はもとより一様で、自他はもとより一体である。ましてやその出自が、水源を同じくする河川、根源を同じくする樹木のごとき一族の者たちであればなおさらである。昔日より、篤く親睦の意をあらわせば、九族五宗の規範はゆきわたり、その移り変わらぬところはまことに百世にもわたり、移ろい行くところは絶えず流転する。尊（高祖、曾祖、祖）を尊とし、親（父母）を親とし、長（兄、年長者）を長とし、幼（弟、年少者）を幼とすることは、一日として蔑ろにしうるものではない。三綱（＝君臣、父子、夫婦の道）、五常（＝仁、義、礼、智、信）が秩序立って消滅せず、風俗が篤く、礼儀が盛んである。世の隆盛を極めた偉大な統治者たち（古代の聖王たち）は、以上のものであったからこそ優れていたのである。

彝倫（人として守るべき不変の道理）が絶え、宗族の規範が廢れてより、天理は維持されず、人心は管轄されず、遂には樹木の根源が抜かれ、河川の水源が塞がれ（るように、分かちがたい血縁関係が断絶し）てしまい、恩義が絶えて、父子は同居せず、兄弟どうして訴訟を起こす者も現れた。また群衆に目を向けると、面識のない通りすがりの者どうして、互いに攻撃しあうこともある。斧斤は日々ほしいままに振り落とされ、骨肉（血縁）は日々割かれるばかりである。かくして天下は離乱して、収拾がつかなくなった。（彝倫が絶え、宗族の規範が廢れること）関係するのは、どうして一族の治乱のみにとどまろうか。

さてこの数千年を経て、そこで陸氏一族が現れたが、何とも類い稀にして、空前絶後たることか。これが理宗皇帝が特別に聖旨を下して、旌表の盛儀を行った理由である。

然世蓋有之矣、而陸氏有非他門之所可及者五焉。我國朝之所許以賜旌表者、特曰義居三世、或四五世而止、是以過此以往爲難矣。而時人之能應所許受所賜者、多不過六世焉。其在⁽¹⁾雍熙⁽²⁾淳熙時、則有若三世者⁽³⁾兩家。在太平興國時、則有若四世⁽⁴⁾六世者⁽⁵⁾兩家。在元祐政和時、則有若四世⁽⁶⁾五世者⁽⁷⁾兩家。在至道乾道時、則有若六世者⁽⁸⁾兩家。今陸氏德遷以來、以迄于今乃十世、二百年如一日、闔門三千餘指如一人、共居共爨、始終純懿。⁽⁹⁾此非他門之所可及者一。

〔注釈〕

- (1) 在雍熙…雍熙年間 (984～987)に累世同居を表彰されたものとして、湖北襄州の劉方(五世同居)、江西洪州の胡仲堯(三世同居)がいる。「三世者兩家」とあるのは未詳だが、これらの家を指すのであろうか。劉方、胡仲堯については、いずれも『宋会要輯稿』(上海古籍出版社、2014年6月)礼61(4・2103頁)に記事が見え、「雍熙元年(984)、京西^{京西}轉運使言襄州民劉方五世同居、宗屬凡百口、詔旌表門閭」、「(雍熙)二年(985)十二月、洪州^{洪州}胡仲堯三世同居、家屬百五十口、以孝義聞、詔旌表門閭」とある。その他、旌表門閭にかんする記事は、『宋史』卷456・孝義伝にもまとめられ、また『統資治通鑑長編』、『建炎以來繫年要録』、『宋史全文』などの編年史書にも散見する。
- (2) 淳熙～三世者兩家…淳熙年間 (1174～1189)に累世同居を表彰されたものとして、湖北黃梅の方甫(三世同居)がいる。「三世者兩家」とあるのは未詳だが、この家を指すのであろうか。方甫については、『宋会要輯稿』礼61(4・2110頁)に記事が見え、「(淳熙三年／1176)十二月二十九日、蘄州言黃梅縣民戶甫三世同居、詔旌表門閭」(「戶甫」は、『宋史全文』卷二六上では「方甫」に作る)とある。
- (3) 在太平興國～六世者兩家…太平興國年間 (976～984)に累世同居を表彰されたものとして、山東金郷の李光襲(十世同居)と李延通(自唐武德以來同居)、江蘇彭城の彭程(四世同居)、湖北襄陽の張巨源(五世同居)、河北阜城の李罕澄(義居七代)、江西德化の許祚(八世同居)、河南湖城の張文裕(六世同居)がいる。「四世六世者兩家」とあるので、あるいは彭程と張文裕の家を指すか。以上の人物については、いずれも『宋会要輯稿』礼61(4・2103頁)に記事が見え、「太宗太平興國三年(978)七月、濟州言金郷縣民李光襲十世同居、内無異爨、詔旌表門閭」、「(太平興國)四年(979)十一月、徐州言彭城縣民彭程四世同居、旌表門閭」、「(太平興國)五年(980)四月、襄州襄陽縣民張巨源五世同居、無異爨、詔旌表門閭。……又濟州言金郷縣民李延通自唐武德以來同居、内無異爨、……詔旌表門閭」、「(太平興國)六年(981)十一月、詔冀州阜城縣義門戶李罕澄宜与旌表門閭。罕澄義居七代、居家百余口」、「(太平興國)七年(982)、江州言德化縣民許祚八世同居、長幼七百八十一口、詔旌表門閭」、「(太平興國七年)五月、陝州言湖城縣張文裕六世同居、無異爨、詔旌表門閭」とある。また「年譜」淳祐2年(1242／527頁)所掲の陸冲「謝恩表」(理宗の聖旨に対する謝辞を、当時の陸家の家長であった陸冲が記したもの)には「自唐有張公芸以來、至

我宋彭氏程以下、懷終始群居之義」と、彭程に対する言及が見える。

- (4) 在元祐…元祐年間 (1086～1094)に累世同居を表彰されたものとして、山西交城の褚文 (義聚九世二百余年)、浙江杭州の俞挙慶 (七世同居)、河北博野の張永昌 (五世同居)がいる。「四世五世者兩家」とあるのは未詳だが、これらの家を指すのであろうか。以上の人物については、いずれも『宋会要輯稿』礼61 (4・2104頁)に記事が見え、「(元祐元年／1086)六月二十二日、礼部言太原府交城県民褚文、自唐義聚九世二百余年、詔旌表門閭」、「(元祐元年)八月四日、杭州民俞挙慶七世同居、家園木連理、州以聞、詔特旌表門閭」、「(元祐)三年 (1088)四月二十七日、永寧軍博野県民張永昌五世同居、詔加旌表」とある。
- (5) 政和～五世者兩家…政和年間 (1111～1118)に累世同居を表彰されたものとして、河南河陽の陳芳 (同居三百年、一門十四世)、山東平陰の楊妃 (四世同居)がいる。「四世五世者兩家」とあるのは未詳だが、これらの家を指すのであろうか。以上の人物については、いずれも『宋会要輯稿』礼61 (4・2106頁)に記事が見え、「(政和)七年 (1117)正月十二日、翰林学士許光凝言、臣前知河陽日、伏見故大理寺丞陳芳家同居三百年、一門十四世、無異籍之親、實聖朝美事。詔陳芳旌表門閭」、「(政和七年)五月二十八日、鄆州言平陰県民楊妃四世同居、郷党高其義、詔旌表門閭」とある。
- (6) 在至道…至道年間 (995～997)に累世同居を表彰されたものとして、浙江永嘉の陳侃 (五世同居)、及び江西建昌の洪文撫 (六世義居)がいる。「六世者兩家」とあるのは未詳だが、これらの家を指すのであろうか。陳侃については、『統資治通鑑長編』(中華書局、2008年9月)巻40、至道2年 (996) 6月 (2・842頁)に「温州言永嘉県民陳侃五世同居、内無異爨、侃事親至孝、為郷里所称。詔旌表門閭、賜其母粟帛」とある。洪文撫については、『統資治通鑑長編』巻41、至道3年 (997) 6月 (2・867頁)に「先是、南康軍言建昌県民洪文撫六世義居、室無異爨、……於是詔旌表其門閭、自是每歲入貢、必厚賜答之」とあり、『宋会要輯稿』礼61 (4・2103頁)には「(至道三年)八月、南康軍建昌県民洪文撫六世義居、室無異爨、詔旌表其門閭」とある。
- (7) 乾道～六世者兩家…乾道年間 (1165～1173)に累世同居を表彰されたものとして、安徽宣城の俞楫 (三世兄弟同居)、四川什邡の陳敏政 (五世同居)がいる。「六世者兩家」とあるのは未詳だが、これらの家を指すのであろうか。以上の人物については、いずれも『宋会要輯稿』礼61 (4・2109頁)に記事が見え、「(乾道)九年 (1173)二月十五日、……寧国府宣城県百姓俞楫三世兄弟同居、遵奉先訓、保家勤儉、並賜旌表門閭」、「(乾道九年)十一月二十五日、詔漢州什邡県進士陳敏政家特賜旌表門閭。自敏政高祖母王氏遺訓、至今五世同居」とある。
- (8) 今陸氏～乃十世…「徳遷」は、陸徳遷。晩唐の学者、陸希声 (江蘇蘇州の人)の孫。五代の末、江西撫州金谿に逃れてきた陸徳遷が、金谿陸氏の祖 (1世)とされ、その子の有若が2世、その子の演が3世、その子の戩が4世、その子の賀が5世、その

子の九思、九紱（1123～1187）、九臯（1125～1191）、九韶、九齡（1132～1180）、九淵（1139～1192）らが6世となる。「年譜」（479頁）に「至希声、論著甚多、晩歳相唐昭宗、卒諡文公、生六子。次子崇、生德遷、五代末避地於撫州金谿、解囊中資裝、置田治生、貲高閭里、為金谿陸氏之祖、居延福郷之青田。第四子諱有程、先生高祖也、博学、於書無所不觀。曾祖諱演、能世其業、寬厚有容。祖戡為第四子、趣尚清高不治生産。考諱賀、字道郷、生有異稟、端重不伐、究心典籍、見於躬行……生六子」云々とある。また九思の子の煥之（1140～1203）、九紱の子の麟之、九韶の子の樵之、九淵の子の持之（1171～1225）と循之（1174～？）らが7世、さらに九思の孫にあたる濬、冲、泓らが8世となる。『陸子学譜』（商務印書館、2016年12月）巻5・家学などを参照。なお陸濬は嘉定4年（1211）の進士であるが、「旌表陸氏門記」の成立した淳祐8年（1248）までに陸濬の世代に孫がいれば、金谿陸氏は10世に到達したことになる。

- (9) 共居共爨、始終純懿…陸家の具体的な生活の様子は、包恢とほぼ同時代に活躍した羅大経の筆記『鶴林玉露』（中華書局、1983年8月）丙集・巻5、「陸氏義門」（323～324頁）に詳しい。例えば「公堂之田、僅足給一歳之食。家人計口打飯、自弃蔬肉、不合食。私房婢僕、各自供給、許以米附炊。每清曉、附炊之米交至掌厨爨者、置曆交收。飯熟、按曆給散。賓至、則掌賓者先見之、然後白家長出見。款以五酌、但隨堂飯食、夜則卮酒杯羹、雖久留不厭。每晨興、家長率衆子弟致恭于祖禰祠堂、聚揖于厅、婦女道万福于堂。暮、安置亦如之。子弟有過、家長会衆子弟、責而訓之。不改、則撻之。終不改、度不可容、則告于官、屏之遠方」などと、陸家の食事や祠堂への拝礼、子弟の過失への対処などの描写が見られる。

〔通釈〕

さて世間には、やはり（累世義居の家は多く）あるも、陸家には、他家が及ばない点がある。我が宋王朝では、旌表を賜ることが許されたのは、せいぜい義居3世、あるいは4世、5世にとどまり、これ以上は難しいとされてきた。またこれまで旌表を賜ることが許されたのも、せいぜい6世までであった。雍熙（984～987）、淳熙（1174～1189）年間に（旌表を賜わったのは）3世の家が2つ、太平興国（976～984）年間には、4世と6世の家が2つ、元佑（1086～1094）、政和（1111～1118）年間には4世と5世の家が2つ、至道（995～997）、乾道（1165～1173）年間には6世の家が2つであったが、いま陸氏は、陸德遷以来、現在に至るまで10世、200年は1日のごとく、一門三千余人は1人のごとく、共に暮らし共に食べ、終始純然であった。これが他家が陸氏に及ばない点の1つ目である。

自家道既興、家政既成、孝友之行孚於中外、輯睦之風播於遐邇、自一世以至十世、若陸氏者、固已度越他人之門閭幾等矣。然門閭之高、不惟其世、惟其人、此古今之所尤難者。惟陸氏五世而有文達九齡、文安九淵二大儒、以人品之高、道術之明、特起東南、上續道統、實以師表四海、非僅以師表一家。大學知至、誠意、正心、修身、齊家、治國、平天下之全體大用、具在是矣。陸氏之所以名家者、由二先生之名世也。此非他門之所可及者二。

〔校異〕

a 門閭～世也…此の109字、「年譜」に対応箇所あり（以下「年譜」との校異を示す）。 b 惟其世…此の3字無し。 c 之…此の字無し。 d 九齡…此の2字無し。 e 九淵…此の2字無し。 f 知至…「致知」に作る。 g 之…此の字無し。

〔注釈〕

- (1) 陸氏五世…前述（本稿51頁参照）の通り、陸九齡、九淵兄弟は、金谿陸氏の祖（1世）である陸徳遷より数えて6世となる。ここで「五世」とあるのは誤記か。
- (2) 全體大用…心の完全な本体とその大いなる作用。朱熹『大学章句』のいわゆる格物補伝に「至於用力之久、而一旦豁然貫通焉、則衆物之表裏精粗無不到、而吾心之全體大用無不明矣。此謂物格、此謂知之至也」（『四書章句集注』、中華書局、1983年10月／7頁）とある。ここでは陸九齡、九淵兄弟の「人品の高く、道術の明らか」なるさま（＝全体）が、四海の師表となった（＝大用）ことを、「全體大用」の語になぞらえているのであろうか。

〔通釈〕

陸家の道がすでに隆興し、家務がすでに成熟してより、孝敬友愛の行動は内外で信服され、仲睦まじい風俗は四方に伝播した。1世から10世に至るまで、陸家のごときは、もとより数多の他家にまさるものであった。しかも名家としての高い評価は、当世の人々の間でのみならず、古今とりわけ難しいものであった。金谿陸家の5世（6世の誤記か）にあたる陸九齡（文達）、陸九淵（文安）の2人の大儒は、人品は優れて、道徳は明らか、東南（江西）の地に生まれながら、遡って道統を継承し、まことに四海の手本となったのであって、ただ一家の手本となったのみではない。『大学』の「致知（知至）」、「誠意」、「正心」、「修身」、「齊家」、「治國」、「平天下」の「全體大用」は、つぶさにここにある。陸氏が名家たるゆえんは、世に名だたる陸九齡、九淵二先生によるものである。これが他家が陸氏に及ばない点の2つ目である。

(1) 采冠婚喪祭禮儀而推行之、至文達、又能繹先志而脩明之。故其家法著于郷社、而聞於天下。文達文安有兄四人、九思九叙九臯九韶、皆奇傑非常流、能共起家者。九韶稱梭山先生、尤能加詳密於治家之制。其大綱則有正本制用、上下凡四條。其小紀則有家規、凡十八條。本末具舉、大小無遺。雖下至鼓磬聚會之聲、莫不各有品節、且爲歌以寓警戒之機焉。至此則已若三代威儀盡在於此、如先儒之所嘆者。此非他門之所可及者三。

〔注釈〕

- (1) 采冠婚～脩明之…『東萊集』卷13、「陸（九齡）先生墓誌銘」（『呂祖謙全集』、浙江古籍出版社、2008年1月／1・203頁）に、「初居士潛德不試、采司馬氏冠昏喪祭儀行之家。至先生、又繹先志而脩明之。……順弟之風、被於鄉社、而聞於天下」とある。『東萊集』で「司馬氏冠婚葬祭儀」とあるのは、司馬光（1019～1086）の『書儀』を指すと思われる。この『書儀』は、書状の書式にかんすることの他、冠婚喪の各儀礼の細目が記されている。本文は明らかにこの『東萊集』の記事を踏まえているが、ここで「司馬氏」の三字を刪去した理由は未詳。あるいは陸家の独自性を際立たせるためであろうか。
- (2) 其大綱～凡四條…陸九韶『梭山日記』に所収。「年譜」冒頭（480頁）に「（九韶）有文集曰梭山日記。中有居家正本及制用各二篇」とある。『梭山日記』は、いまは佚して伝わらないが、「居家正本」上・下、「居家制用」上・下という4篇の文章のみ、陶宗儀『說郛』に収められたため、いまも見る事ができる。これらは『宋元学案』卷57「梭山復齋学案」や、『陸子学譜』卷5・家学などにも採録されており、また同治10年（1871）陸邦瑞刊『陸象山先生全集』等に「陸梭山公家制」として附刻されている。
- (3) 雖下至鼓磬～警戒之機焉…陸家は朝会にさいして「鼓」を鳴らし、食後の会茶にさいして「磬」（玉または石で「へ」の字形に作り、つるして打ち鳴らすもの）を鳴らす。さらにそれを受けて、子弟が訓戒のことばを唱える（節をつけて読み上げる）のだという。『鶴林玉露』丙集・卷5、「陸氏義門」に、「晨揖、擊鼓三疊、子弟一人唱云、聽聽聽聽聽聽聽、勞我以生天理定。若還惰懶必飢寒、莫到飢寒方怨命。虛空自有神明聽。又唱云、聽聽聽聽聽聽聽、衣食生身天付定。酒肉貪多折人壽、經營太甚違天命。定定定定定定定。又唱云、聽聽聽聽聽聽聽、好將孝弟酬身命。更將勤儉答天心、莫把妄思損真性、定定定定定定定、早猛省。食後會茶、擊磬三聲、子弟一人唱云、凡聞聲、須有省、照自心、察前境、若方馳騫速回光、悟得昨非由一頃、昔人五觀一時領。乃梭山之詞也」（324頁）とある。

〔通釈〕

（陸家は）冠婚葬祭にかんする礼儀（として司馬光『書儀』）を採用し、これを推し進めていたが、陸九齡（文達）は祖先の志を辿り、これを修めて明らかにした。それゆえ（陸家の）家法は郷里に名高く、天下に知られることとなった。陸九齡と陸九淵（文安）には陸九思、陸九叙、陸九臯、陸九韶の4人の兄がおり、みな抜きでた傑士で、並の人物ではなく、ともに家を盛り立てうる者たちであった。陸九韶は、梭山先生と称され、とりわけ治家の制について詳細な議論を重ねていた。その大綱については、「居家正本」と「居家制用」、それぞれ上、下巻があり、全てで4条である。その細目については「家規」があり、全てで18条である。その本末はつぶさに挙げられ、その大小は取りこぼしがなく、家人までもが、集会の場で鼓や磬の音がひびくと、品行に節操がないものはない。家人までもが、集会の場で鼓や磬の音がひびくと、品行に節操がないものはない。また歌（節をつけた訓戒のことば）を用いて、戒慎の契機としていた。いまや

三代の威儀はここに尽くされているかの如く、先儒の感嘆するところである。これが他家が陸氏に及ばない点の3つ目である。

家之難齊、其來已久。⁽¹⁾先儒謂家難而天下易、故睽⁽²⁾次家人、以難合而易睽也。一世猶難也、况累世乎。名曰義居、安得人皆知義、不過強合耳、如張公藝⁽³⁾九世之出於忍是也。先朝之所賜多百姓之家、非以私其家、意以風天下、不必別其爲民爲士也。然聞其同屋而處矣、果有知居⁽⁴⁾天下之廣居、而非逸居⁽⁵⁾者乎。聞其同堂而食矣、果有知養大人之大體、而非小體者乎。若陸氏、則世世師聖賢、人人知義理、所謂居廣居養大體者、乃其素所講習者。視彼徒聚族衆以養口體、而如張公藝之堅忍以持久者、天壤異處矣。此非他門之所可及者四。

〔注釈〕

- (1)先儒謂家難而天下易…周敦頤『通書』家人睽復無妄章（『周敦頤集』、中華書局、1990年5月／39頁）に「家難而天下易、家親而天下疏也」とある。またこの句は、『近思錄』卷八・治体にも採録される。
- (2)睽次家人…『周易』の配列では、家人（離下巽上）の次に睽（兌下離上）が配列され、また序卦伝には「家道窮必乖、故受之以睽」とある。
- (3)張公藝九世之出於忍…張公芸は、隋末唐初、山東寿張の人。『旧唐書』卷188・張公芸伝（中華書局評点本／15・4920頁）に「鄆州寿張人張公芸、九代同居。……麟徳中、高宗有事泰山、路過鄆州、親幸其宅、問其義由。其人請紙筆、但書百餘忍字」とあるのなどを踏まえる。なお張公芸については、「年譜」（527頁）所収の陸冲「謝恩表」（理宗の聖旨に対する謝辞を記したもの）にも言及がある。
- (4)居天下之廣居…『孟子』滕文公下に「居天下之広居、立天下之正位、行天下之大道。得志与民由之、不得志独行其道。富貴不能淫、貧賤不能移、威武不能屈。此之謂大丈夫」とあるのを踏まえる。なお「広居」は、古注（孔穎達疏に「孟子言能居仁道以為天下廣大之居」とある／『十三經注疏整理本 孟子正義』、北京大学出版社、2000年12月／25・194頁）、新注（朱熹集注に「広居、仁也」とある／『四書章句集注』、中華書局、1983年10月、266頁）ともに「仁」のこととし、包恢自身もそれを踏襲する（『敝帚稿略』卷5、「跋克堂先生墨迹後」に「仁者天下之広居」とある／四庫全書本、8葉裏）。
- (5)逸居…怠けて気楽に暮らすこと。『孟子』滕文公下に「人之有道也、飽食煖衣、逸居而無教、則近於禽獸」とある。
- (6)有知養大人之大體、而非小體者…「大體」は、「心の官」（思慮分別）、「小體」は「耳目之官」（感覚器官）を指す。『孟子』告子上に「公都子問曰、鈞是人也、或為大人、或為小人、何也。孟子曰、從其大體為大人、從其小體為小人。曰、鈞是人也、或從其大體、或從其小體、何也。曰、耳目之官不思、而蔽於物。物交物、則引之而已矣。心之官則思、思則得之、不思則不得也」云々とある。

(7) 養口體…肉体的な奉養。「養志」(精神的な奉養)と対比される。『孟子』離婁上に「曾子養曾皙、必有酒肉。將徹、必請所與。問有餘、必曰有。曾皙死、曾元養曾子、必有酒肉。將徹、不請所與。問有餘、曰亡矣、將以復進也、此所謂養口體者也。若曾子、則可謂養志也」とある。

〔通釈〕

家を齊えがたいことは、すでに久しく由来がある。先儒(周敦頤)は、「家は治めがたく、天下は治めやすい」といったが、だからこそ(『周易』で)睽卦は家人卦の次に配列されている。(それは家が)和合しがたく乖離しやすいからである。一世代ですら治めがたいのに、ましてや累世同居の家であればなおさらである。けれども「義居」と称されるのに、どうして一族がみな義を知っているのは、押し付けられたからに過ぎないということがあろうか。例えば九世代にわたって居所を同じくし、(唐の高宗が義居の理由を質問したのに対して)「忍」字を書き付けた張公芸などが、これ(押し付けられたからに過ぎないもの)である。先朝にあって表彰されたのは、多くは庶民の家であったが、それはその家を私(的に表彰)したのではなく、そこには天下を教化する意図があった。したがって(その表彰された家が)民であるか、士であるかといった区別は必ずしもしていない。さて一族が同じ家屋に暮らしたという例は聞くが、果たして天下の広居(仁)にあって、怠惰に過ごすことがなかったものなどいたであろうか。一族が同じ堂室で食事をしたという例は聞くが、果たして大人の大体(心の官)を養って、小体(耳目の官)にとらわれなかったものなどいたであろうか。陸家は代々聖賢を師とし、皆々義理を知り、いわゆる広居(仁)にあって、大体(心の官)を養う者たちで、平素よりともに学ぶ者たちであった。口や身体を養うのみで、長く「忍」字を保持してきた張公芸ら一族と、天と地ほどの隔りがある。これが他家が陸氏に及ばない点の4つ目である。

(1) 唐崔元暉不異居者三世耳。家人怡怡、群從會食無他爨、當時以爲美談、蓋以其身清家貧、爲之良不易。若彼嘗被旌表之家者、往往庫有餘財、廩有餘粟、而足以爲之當不難。今陸氏以清白傳家、常產素薄、而子孫日以繁衍、已至三百餘人、產業曾無加益、是故常有不給之憂。所恃者守梭山清心儉素經營足食之訓、且隨貲產之多寡、制用度之豐儉爾。是故能處貧若富而實貧、當匱若裕而實匱、其又孰有難於此者。此非他門之所可及者。

〔注釈〕

- (1) 唐崔元暉不異居者三世耳…崔元暉は、崔玄暉(639～706)。河北安平の人。『新唐書』卷120(中華書局評点本/14・4317頁)、崔玄暉伝に「玄暉三世不異居、家人怡怡如也。貧寓郊墅、群從皆自遠會食、無它爨、与昇尤友愛」とあるのを踏まえる。
- (2) 產業曾無加益…陸家の生業は、菓肆であった。「年譜」(480頁)に、陸九淵の二兄である陸九叙について、「総菓肆以足其家」とあり、また「年譜」淳祐元年(1241/526頁)に引く「金谿進義居表」に「長九思、総家務。次九叙、治菓寮」とある。

(3) 梭山清心～豊儉爾…陸九韶『梭山日記』の佚文（本稿53頁参照）。『陸子学譜』巻5・家学に引く「居家制用」上に「其有田少而用広者、但当清心儉素、経営足食之路」（商務印書館、2016年12月／81頁）とあり、また「居家制用」下に「愚今考古経国之制、為居家之法、随資産之多寡、制用度之豊儉、是取中可久之制也」（82頁）とある。

〔通釈〕

唐の崔玄暉は、三世代にわたって居所を同じくした。一族は和らぎ、ともに食事をして、かまどを別にすることもなかった。その当時より美談となっていたのは、思うに家は貧しいながらも身は清廉で、これはまことに容易ではないということである。かつて表彰された家というのは、つねづね庫蔵に余財があり、米蔵には備蓄があって、（累世同居は）決して難しいことではなかった。いま陸家は、代々清廉潔白で、収入はいつも少なかったが、子々孫々、日々繁栄し、すでに三百余人となっている。生業の幅を広げず、それゆえ常に無収入となる心配があったが、そこで抛りどころとなったのは、陸九韶（梭山）の「清廉であり、かつ質素であれば暮らしていける」や、「資産の多寡に応じて、支出の多少を定める」といった訓戒を守ることであった。それゆえ実際には貧しくても、富んでいるかのごとく、実際には乏しくても、豊かであるかのごとくであった。これより難しいことがあるであろうか。これが他家が陸氏に及ばない点（の5つ目）である。

吾以是五者論之、是皆前代先朝之時士民間之所未聞者、可不謂之絶無僅有而光前絶後者哉。宜太常有特旨之請、以其不可以循常典也。文安昔嘗受知孝宗、今皇上克知其家、亦必有素、旌表之命、恩意厚矣。又豈容徒以常典論哉。厥今爲家長、而主家者冲也。冲毅然勁正、確然能持其家者。其以次弟姪輩、又類皆負才氣、道問學、穎脱以出、能爲公堂用志之不分、爲族衆服勞而不倦。恩相愛而文相接、柄相扶而蔚相輝、保合大和、一門盎如也。自父祖老成淪謝之後、而能繼志述事以扶植十世三百口二百年之門戸、不惟不至衰替、又若加興盛焉者、尤可以爲難得矣。然以前人始爲之實難、當其欲求純懿、雖百年成之、而猶患其未足。若後人終承之尤難、苟其少有違缺、一日壞之、而已慮其有餘、又誠不可忘戒懼也。

〔注釈〕

(1) 太常有特旨之請…「太常」は、太常寺。九寺の一つで、祭祀と儀礼を管掌した。「特旨之請」は、あるいは『鶴林玉露』丙集・巻5、「陸氏義門」に、「部使転以上聞、儀曹（＝尚書省礼部）請為褒別。事関風教、須議指揮」（324頁）とあるのを指すか。

(2) 文安昔嘗受知孝宗…陸九淵（文安）は、淳熙10年（1183）に、勅令所刪定官の職に就き、翌11年に孝宗皇帝に対して、五筭（5か条の上奏文）を輪対（官吏が順番に政治の得失を皇帝に答える）した。いまそれらは、「文集」巻18所収、「刪定官輪対筭子」（221～224頁）として見ることができる。

(3) 旌表之命…理宗皇帝（在・1224～1264）は、淳祐2年（1242）に、陸家の累世同居を

表彰し、同6年（1246）に門閭旌表の聖旨を下している。本稿48頁参照。

- (4) 厥今爲～者冲也…「冲」は陸冲、当時の陸家の家長。陸九思の孫にあたる。本稿51頁参照。なお陸家は、一族で最年長のものを家長としていた。『鶴林玉露』丙集・卷5、「陸氏義門」(323頁)に「一人最長者爲家長、一家之事聽命焉」とある。
- (5) 道問學…外界の事物の理を学問（問学）に道^よって突き詰めること。『中庸』に「故君子尊徳性而道問学、致广大而尽精微、極高明而中庸」とある。この語は、「尊徳性」（自らの心の内発力＝徳性を涵養し、それを十全に發揮させること）とともに、いわゆる朱陸の異同を語る際に、盛んに用いられてきたことばでもある。例えば『朱文公文集』卷54、「答項平父」2（『朱熹集』、四川教育出版社、1996年10月／5・2694頁）に「大抵子思以来教人之法、惟以尊徳性、道問学兩事爲用力之要。今子静所説、專是尊徳性事、而熹平日所論、却是問学上多了」とある。
- (6) 族衆服勞…陸家の家務。「年譜」紹興32年（1162・先生24歳／485頁）条に「吾家合族而食、每輪差子弟掌庫二年、某適當其職、所学大進、這方是執事敬」とあり、同一記事は、「語録」下・204条（嚴松録／428頁）にも見える。また『鶴林玉露』丙集・卷5、「陸氏義門」(323頁)には、「逐年選差子弟分任家事。或主田疇、或主租稅、或主出納、或主厨爨、或主賓客」とある。

〔通釈〕

私が論じた5つのことは、前代先朝において士、民いずれにあっても耳にすることがなかった類い稀にして、空前絶後たるものであったと言わざるをえない。太常が特旨を請うて、通例によるべからずとしたのも、もっともである。陸九淵（文安）は、かつて孝宗皇帝の知遇を得、今上陛下（理宗）は、必ず日ごろより陸家をお知りになられ、旌表の聖旨も手厚いものであったので、またどうしてむやみに通例によって論ずるべきであろうか。さていま陸家の家長にして、主人たるものは陸冲である。陸冲は毅然として正大、確固として陸家を維持しえていた。子弟らはみな才気渾発、学問によって才覚を露わにし、公の場では（だれかれの）区別なく（親しく交わり）、家務に対しても倦むことがなかった。互いに親睦し、互いに交流し、互いに扶持し、互いに繁栄し、大いに和合して、一族は隆興した。父や祖父が老衰し、逝去したのちは、彼らの意志と事業を継承することで、10世、300人、200年の門戸へと育て上げた。ただ衰退しないのみならず、さらに勢いを増したことは、とりわけ得がたきことである。先人は始めをなすのがまことに難しく、純然完美を求めなければならない。100年続いたとしても、まだ足りないと言難し。後人は終わりまで継承するのがとりわけ難しく、もしも少しでも欠陥があれば、一日にして瓦解して、もはやその余りある年月を憂慮する。誠に恐懼するのを忘れることはできないのである。

今承聖恩褒別之後、肇建門閭、鼎新如式。近者見而榮之、遠者聞而慕之、非僅一時之光耀也、宜如何其加之意哉。自子而孫、孫而又子、有之似之、常無間然。則本大末盛、源深流長、雖自十世以至百世、自三百人以至三千人、自二百年以至二千年可也。祖宗之澤、聖上之恩、固有終窮、惟在永保此意而不替、長守此法而無弊、上以報君、中以榮家、外以帥人。當有聞陸氏之風興起者、運動鼓舞、浸久浸廣、則人倫民德之彌厚、教化習俗之益美、雖古人比屋可封之風、可期而致也。然則今日之旌表、所以風天下者、豈曰小補、而要其終、豈曰淺功近效云乎哉。

〔注釈〕

- (1)有之似之…先祖の業を受け嗣ぐこと。『毛詩』小雅・裳裳者華に「維其有之、是以似之」(維れ其れ之を有す、是を以て之を似ぐ)とあり、その「似」字は、毛伝に「嗣也」(『十三經注疏整理本 毛詩正義』、北京大学出版社、2000年12月／5・1007頁)とある。
- (2)比屋可封之風…堯舜の治世にあつては、風教が四海に及んでおり、家々にはみな封爵を受けるほどの徳行が見られたことをいう。『漢書』卷99上、王莽伝上に「明聖之世、国多賢人、故唐虞之時、可比屋而封、至功成事就、則加賞焉」(中華書局評点本、12・4089頁)とあるのを踏まえる。

〔通釈〕

いま(理宗皇帝より)格別の恩典を賜ったのち、はじめて門閭を設けて、程式のごとくに改めた。近くはそれを見て繁栄し、遠くはそれを聞いて敬慕する。わずか一時の栄光ということではないのである。では如何にして、この意志を伝えていくのであろうか。子より孫へ、孫からその子へと先祖の業を受け嗣いで、常に間断がない。根本は大きく、末端も盛んで、淵源は深く、末流も長い。10世より100世、300人より3,000人、200年より2,000年までも続くといつてよいであろう。祖宗の恩沢、聖帝の恩恵は、もとより極まりあるものだが、その意志を遥かに保持して、その手法を久しく順守すれば、弊害はなく、上には君に報恩し、中には家を反映させ、外には民を統率する。陸家の隆興を耳にしたものは、それを鼓舞して、広く長く浸透させれば、人民の倫理や徳目はいよいよ篤く、習俗を教化させることはますます美しい。古人の家々がみな封爵を受けるほどに施された風教は、意図してなされたものであった。それならば昨今の旌表もまた、天下を教化するがためのものであり、どうして僅かの利益を上げて終わり、浅近な効果のみであるといえようか。

3. むすび

さて以上、包恢の佚文「旌表陸氏門記」を精読することを試みた。以下、これらの基礎的作業を通じて明らかになった、今後の包恢研究、陸九淵後学研究に資すべき事項を挙げておきたい。

(1) 包恢が宋朝の門閭旌表について「三世、或いは四五世」云々と述べたこと

包恢は「旌表陸氏門記」において、他家が陸家に及ばない理由を5つ挙げているが、その第1に挙げられるのが、10世200年という金谿陸家の歴史の長さであった。そこで包恢は、宋朝において表彰された累世同居の家は「三世、或四五世而止」（本稿49頁）と述べ、陸家の特異性を強調する。しかし本稿で『宋会要輯稿』や、その他の編年史料を考察した結果、宋代においては、李罕澄（7世同居）や愈挙慶（7世同居）、許祚（8世同居）など、6世を越える家は珍しくなく、李光襲（10世同居）や陳芳（同居300年、一門14世）など、10世を越える家すら前例がないわけではないことが分かった。もちろん10世200年という金谿陸家の伝統は特筆に値しようが、それが「絶無僅有」や「光前絶後」（本稿47・56頁）というのであれば、いささか誇張であろう。

(2) 包恢が陸家の儀礼について語る時、司馬光『書儀』に言及しなかったこと

金谿陸家は、その始祖である陸徳遷より数えて6世にあたる陸九齡が、治家の制（「居家正本」と「居家制用」、および「家規」18条）を定めた以後は、これを用いた。しかしそれ以前は、『東萊集』巻13、「陸（九齡）先生墓誌銘」にある通り、司馬光『書儀』を採用していたようである。けれども包恢「旌表陸氏門記」には、明らかにこの呂祖謙の「陸先生墓誌銘」を踏まえていると思しき箇所（本稿52頁）があるにもかかわらず、ここでは「司馬氏」の3字が刪去されており、陸家がかつて司馬光の儀礼に依拠していたことが隠匿されている。これはあるいは包恢に、陸家の独自性を際立たせようとする意図があったためであろうか。以上（1）、（2）からは、包恢の陸家称揚の熱意が垣間見えるものの、だからこそ「旌表陸氏門記」を史料として用いる場合には、それを差し引いて考える必要があると思われる。

(3) 「旌表陸氏門記」と『鶴林玉露』丙集・巻5「陸氏義門」との関係

以上、他の史資料との比較から、「旌表陸氏門記」の信憑性の問題を取り沙汰した。けれども、南宋羅大経の著した筆記『鶴林玉露』丙集・巻5に収める「陸氏義門」には、「旌表陸氏門記」と繋がりを持つ箇所があり（具体的には、「旌表陸氏門記」に「鼓磬聚會之聲」（本稿52頁）とあり、また「陸氏義門」に「晨揖、擊鼓三疊」、「食後会茶、擊磬三声」云々とあり）、各々の史料的価値を高めあう関係にあるともいえる。『鶴林玉露』は、淳祐8年（1248）から同12年（1252）にかけて編纂されたものであり、「旌表陸氏門記」の成立時期とほぼ重なる。これら二つの記事を、相互に関連づけて読むことで、当時の陸家の生活の様相は、より明白に浮かび上がってくると考えられよう。

Abstract

Bao Hui 包恢 in the Nan-Song 南宋 Dynasty is famous as a Zhu-Lu 朱陸 eclectic philosopher. This paper focused on his writing: *Jingbiao Lushi Menji* 旌表陸氏門記 (included in *Yongle Dadian* 永樂大典 vol.3528) which referred to Lu Jiuyuan 陸九淵's thought directly, and investigated Bao Hui's evaluation of Lu Jiuyuan.